

令和 8 年 第 3 回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 石津陽子

質問	答弁
1 食の安全を守る予防行政について 食品衛生法の改正により、令和 3 年 6 月から、原則としてすべての食品等事業者には HACCP に沿った衛生管理が義務化された。 近年では、営業形態や就業環境も多様化しているが、衛生管理指導を行っている団体への加入は任意であり、未加入事業者に必要な情報や衛生指導が確実に届いているのか検証すべきである。 (1) 食中毒防止や HACCP に沿った衛生管理を推進するため、本市として、飲食店等への衛生指導や情報提供をどのように行っているのか伺う。 (2) 市内の飲食店営業許可施設のうち、衛生管理指導を行う団体への事業者の加入率を把握しているのか。また、発生した食中毒事案について、そういった団体への加入状況との関係を分析しているのか伺う。 (3) キッチンカーや外国人従業員など営業形態や就業環境が多様化する中、HACCP に沿った衛生管理や必要な情報をどのように周知・支援し、食中毒の未然防止につなげていくのか、考えを伺う。	1 (1)(2)(3) 板倉保健所長 (1) 新たに許可を取得した施設や許可を更新する施設など、事業者の状況に応じた段階的な講習会を年間通して開催し、情報提供や指導を行っている。さらに、本市のホームページにおいても食品衛生に関する情報提供を行っている。また、通常の監視指導に加え、細菌性食中毒が発生しやすい夏の時季やウイルス性の食中毒が発生しやすい冬の時季など、季節に応じた監視指導も実施している。これらの監視や営業許可の更新調査の際には、HACCP に関する書類等を確認し、必要な指導を行っている。 (2) 衛生管理指導を実施している団体の中でも規模が大きい一部の団体については加入率の把握をしている。また、加入状況と食中毒の発生との関係については、衛生管理指導を実施している団体のすべてを把握できていないことから分析は難しい状況である。しかしながら、食中毒を防止するためには、各施設における衛生管理が重要であると考えている。このことから、団体が実施している衛生管理指導への支援を行っていくとともに、団体に加入していない施設に対しても、引き続き段階的に行う講習会や監視を通じて HACCP に沿った衛生管理の推進を図っていく。 (3) 市内で許可を取得した露店やキッチンカーの営業者には、先に述べた講習会等を通じて食中毒予防について指導を行っている。また、市外で許可を取得した営業者が出店するイベントについては、事前に情報を把握し、衛生指導を実施するよう努めている。さらに、外国人従業員を含めた従業員教育に関しては、講習会などにおいて、食品衛生責任者に対して従業員教育を徹底し、衛生管理の質を確保するよう指導している。加えて、多言語パンフレットを用いた情報提供などにより、支援を行っている。営業形態や就業環境が多様化する中、このような取り組みを行うことにより、食中毒の未然防止につなげている。また、今後より一層、本市のホームページの充実を図り、講習会に参加できない事業者が情報にアクセスしやすい環境を整えていく。

質問	答弁
2 就労選択支援における本人の意思の尊重と利用体制について 令和 4 年の障害者総合支援法改正により「就労選択支援」が創設され、昨年10月から始まった。就労選択支援は、本人の希望を出発点に、本人自身が進路を選ぶよう支援する制度である。 本市の指定事業所についても、受入れ体制を確保するとともに、居住地域による利用格差を解消しなければならないと考える。どの事業所を利用しても、本人の希望と意思が尊重され、質の高い支援を受けられる体制を整える必要がある。 (1) 昨年10月の制度開始時から現在まで、就労選択支援の指定事業所数、利用者数及び受入れ可能人数は、どのように推移しているのか。利用待ちなどの課題を把握しているのか伺う。 (2) 指定事業所が11か所にとどまり、その多くが中央区に集中している現状を、市はどのように評価しているのか。指定事業所の確保と地域的な偏在の解消にどのように取り組んでいくのか伺う。	2 (1)(2) 新谷健康福祉部長 (1) 就労選択支援は、障害のある方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の 希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する制度として、昨年 10 月に開始された。その事業所数は、開始時点の 5 事業所から現在は 11 事業所まで増加している。1 事業所の利用定員は 10 人であり、総利用定員は 110 人である。また、利用者数は月によって差があるが、少ない月で 7 人、多い月には 35 人の利用があった。これまで就労選択支援を利用できなかったという声は聞いていないが、主な利用者である特別支援学校高等部の生徒が夏休み等に行う実習に合わせて利用しようとする場合には、一時期に利用希望が集中することが考えられる。このような場合における円滑な利用調整が今後の課題であると認識している。 (2) 現在、指定就労選択支援事業所 11 事業所のうち浜名区の 1 事業所を除き、残り 10 事業所は中央区に所在していますが、中央区内でも、中地域だけではなく、東地域や南地域、北地域にも立地している。また、就労選択支援は、事業所へ通所するだけではなく、実習先の企業等における作業場面での観察を通じてアセスメントをすることができるとされている。そのため、お住まいの地域に事業所がない場合でも、直ちにサービスを利用することができないということはないと考えている。来年 4 月には、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある方に加え、新たに就労継続支援 A 型を利用する意向のある方や、就労移行支援の標準利用期間である 2 年を超えて利用する意向のある方が就労選択支援の対象となる。今後も利用状況を注視し、必要な方に必要な支援が行き届くよう、事業者や特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めていく。
3 はまかぜの操縦士体制及び人員計画について 現在の消防ヘリコプター「はまかぜ」の操縦士体制は、専任機長への負担が大きく、体調不良等が運航に影響する可能性がある。新規操縦士を募集しているが操縦士確保に至らない状況である。 また、浜松の空域や山岳地形、気象特性、救助活動を理解した操縦士は、一朝一夕に	3 (1)(2)(3) 那須田消防長 (1) 本市における操縦士体制は、現在、すべての航空消防活動が可能な専任機長が 3 人、一部の活動に限定される限定機長が 1 人、副操縦士養成者 1 人の計 5 人の操縦士体制となっている。本市が目指す操縦士体制は、専任機長 5 人による安定的な運航体制であり、この体制の構築により、市民の安全を確実に守ることができると考えている。しかしながら、限定機長と副操縦士養成者の若手操縦士 2 人については、操縦経験が少ないため、今後、

質問	答弁
は育たない。だからこそ、若い操縦士を採用し、時間をかけて育成するという視点が必要ではないかと考える。 (1) 現在の操縦士体制及び人員計画で、将来にわたり市民の安全を確実に守ることができていると考えているのか。また、安定した航空消防体制を維持するため、操縦士の育成を含めた長期的な人材戦略の必要性について認識を伺う。 (2) ベテラン操縦士を募集しても応募者が極めて少ない状況が続く一方、他自治体では複数の応募者を確保している例もある。この状況をどのように分析しているのか。また、現在の募集条件を見直す必要性について伺う。 (3) ベテラン操縦士の募集を継続しながら、ベテランが在籍しているうちに、一定の飛行経験を持つ若手を採用し、技術を継承していくことが必要と考える。ベテラン確保と若手育成を二本立てとした、複線型の人材確保・育成へ採用戦略を発展させる考えについて伺う。	5年から10年かけて育成が必要な状況となっている。また、専任機長3人のうち2人が60歳以上の指導的立場のベテラン操縦士であるため、退職時期を見据えて、採用などにより、ベテラン操縦士を確保する必要がある。このため、長期的な人材戦略として、常時、ベテラン操縦士が2人以上在籍し、若手操縦士への育成を行う環境を確保したうえで、2036年までに専任機長5人を目指す確保・育成計画としている。 (2) 本市では、即戦力、かつ、若手操縦士への指導が可能な、現在のベテラン操縦士と同等の機長時間3,000時間以上かつ、「はまかぜ」の操縦に必要な限定資格を保有していることを条件として募集を行ったところ、応募者は、2025年度0人、2026年4月には1人の応募となっている。一方、消防ヘリコプターを複数機保有している場合や、育成する操縦士が少ない他の自治体は、操縦士1人当たりの訓練飛行時間を十分に確保できることから、保有資格や機長時間の募集条件を幅広く設定することで、複数の応募者を確保できる場合があると分析している。現在、本市では、本年度5月以降、募集期限を設けることなく、随時募集を行っているが、応募がない場合は、来年度以降、若手操縦士の育成状況を考慮した上で、募集条件のうち、機長時間の引き下げを検討し、応募者の確保につなげたいと考えている。 (3) ベテラン操縦士の確保と若手操縦士の確保・育成は、持続可能な航空消防体制の構築において重要な課題と認識している。現在、ベテラン操縦士の募集とベテラン操縦士による若手操縦士2人に対する育成の二本立てで実施しているが、若手操縦士2人の育成に充てられる年間の訓練飛行時間は、災害対応及び専任機長の訓練飛行時間を最低限確保した上で、最大140時間を見込んでいる。このため、若手操縦士の育成は2人が限度と考えており、若手操縦士の採用については、現段階においては難しいと考えている。引き続き、ベテラン操縦士による育成と併せて、現在の限定機長が専任機長への昇格が見込まれる段階や、機体更新、操縦士の年齢構成、操縦技術などの状況を総合的に評価し、計画の見直しを検討していく。今後についても、専任機長の確保・育成に努め、安定した航空消防体制により、市民の安全・安心を確保していく。

質問	答弁
4 カスタマーハラスメントから働く人を守る取組について 改正労働施策総合推進法により、令和 8 年 10 月 1 日から、事業主にはカスハラ防止方針の明確化、相談体制の整備、発生後の適切な対応等が義務づけられる。 本市は令和 8 年 1 月に「浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針」を施行した。 また、本市には、中小・小規模事業者の伴走支援が求められる。行政、民間事業者のいずれにおいても、働く人の保護と正当な意見を申し立てる権利を両立するため、必要に応じて専門家に相談できる体制を整備する必要がある。 (1) 本市の基本方針施行後の対応実績はどうか。また、効果をどのように検証し、今後の改善につなげていくのか伺う。 (2) 今年 10 月の法施行に向け、市内の中小・小規模事業者に対するカスタマーハラスメント対策への具体的な伴走支援を進めているのか伺う。 (3) 本市には、市内の労働者や事業者からカスハラ相談を専門に受け付け、事実関係を整理し、継続的な支援や専門機関への橋渡しを行う常設の専門の相談窓口はない。専門的な相談が出来る体制を整備する考えがあるか伺う。	4 (1) 田中総務部長 カスタマーハラスメントいわゆるカスハラについては、該当するか否かは、所属長が判断することとしていることから、その対応に偏りがないようにしていく必要がある。このため、全ての所属長を対象に、カスハラに対する正しい理解と的確な状況判断について研修を実施し、組織としての一貫した対応に努めるほか、窓口対応などに従事する一次対応者には、今後実践的な研修を予定している。本年 1 月から 6 月までの間に、4 所属から 13 件がカスハラに該当するとの報告があり、内容は、長時間職員を拘束する「時間拘束型」、度重なる電話による「リピート型」、怒鳴り声をあげる「暴言型」が主なものであり、いずれも職員向け対応マニュアルに沿って対応している。今後については、各所属のカスハラ事例を定期的に集約するとともに、対応方法の課題についての検証などを行い、改善に繋げていく。 4 (2) (3) 中村産業部長 2 点目と 3 点目について一括にて。カスタマーハラスメント対策については、中小・小規模事業者を含めて、全ての事業者に義務付けられるものであり、法改正の内容や事業者に求められる具体的な対応について、分かりやすく周知するとともに、事業者がそれぞれの実情に応じて対策を進められるよう支援していくことが必要であると認識している。本市では、カスタマーハラスメントを含め、労働者や事業者からの労働に関する相談に対応するため、毎週日曜日に社会保険労務士による電話労働相談窓口を開設している。また、労働基準監督署や各県民生活センターにおいて平日の労働相談窓口が設けられているほか、静岡県では、本年 7 月から来年 2 月まで、カスタマーハラスメント対策を専門とする無料のオンライン相談窓口を設置しており、該当性の整理や初動対応、社内の対応方針、マニュアルの整備などについて、専門的な相談に対応している。本年 6 月には、市内の企業や事業所を対象として、カスタマーハラスメントの基礎セミナーを開催し、法改正により事業主に義務付けられる、方針等の明確化とその周知・啓発、相談体制の整備、発生した場合の迅速かつ適切な対応など、被害を防止するための措置について、具体的な内容を解説した。当日は、34 の企業・団体から 43 名の参加があり、「10 月の義務化に向けて理解を深めることができた」「カスタマーハラスメントと正当なクレームとの違いを理解することができた」などの声をいただいた。さらに、11 月

質問	答弁
5 誰もが安心して利用できるトイレ環境の整備について 国土交通省は令和 8 年 6 月、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定した。また、公共トイレの便器数を算定する際に広く活用されている空気調和・衛生工学会の「給排水衛生設備規準」についても、現在、見直しに向けた検討が進められている。 本市においても、最新の知見を反映する必要がある。さらに、浜松まつりなどの大規模イベントでは、短時間にトイレ利用が集中する。本市を代表するイベントだからこそ、市民にも観光客にも快適なトイレ環境を整える必要がある。 (1) 不特定多数の者が利用する市有施設について、現在の男女別便器数や混雑、待ち時間などの利用実態をどのように把握しているのか伺う。また、国のガイドラインを踏まえ、男女別便器数や待ち時間の考え方を盛り込み、施設を整備する考えについて伺う。 (2) 市が主催・共催するイベントについて、来場者数や男女比、利用実態を踏まえた仮設トイレの設置基準の考察も必要と考える。本市の代表的なイベントである浜松まつりのトイレ環境については、会場別・男女別便器数や混雑、待ち時間などについて、どのような課題を認識しているのか伺う。	には静岡県社会保険労務士会の主催により、カスタマーハラスメント対策セミナーと個別相談会が実施される予定である。今後についても、国や県、社会保険労務士会とも連携し、相談窓口の活用について引き続き周知するとともに、セミナーやワークショップを開催するなど、労働者や事業者がそれぞれの立場に応じてカスタマーハラスメントに適切に対応できるよう、必要な支援を行っていく。 5 (1) 鈴木財務部長 本市の市有施設における男女別便器数は、これまで空気調和・衛生工学会の規準に基づき、施設用途や規模等を考慮して設定してきたが、ホール、アリーナ、美術館等において、イベント時などに女性用トイレの混雑が一時的に発生している状況となっている。本年 6 月に策定された国のガイドラインでは、便器数について、「男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては、女性便器数が大便器と小便器を合計した男性便器数以上となる基準とすること」と示されており、現在、この基準を上回るのは、近年整備された市民音楽ホールと勤労福祉センターの 2 施設である。今後については、国のガイドラインを踏まえ、新築等を行う際には、誰もが快適に利用できるトイレ環境の整備に努めていく。 5 (2) 金子観光・ブランド振興担当部長 本年の浜松まつりにおける仮設トイレの設置数は、市中心部と風揚げ会場を合わせ 153 基であった。車いす利用者に配慮した UD トイレを設置するとともに、風揚げ会場では男性用小便器や子供優先トイレの設置など、利用者目線の工夫を凝らしている。また、全ての仮設トイレにおいて、消臭タブレットによるおい対策を実施したところ、「快適に使うことができた」との声が利用者から寄せられた。扉のある個室タイプは、男性 1 に対し、女性 2 の配分でしたが、これらの適正な数と設置場所を確認するため、1 時間ごとの待機者数を目視により調査した。その結果、西側駐車場近くの男性トイレで設置台数に対し、最大 11 倍の待機者が確認された。また、今回の配分では、男性の方が、待機時間が長いという結果であり、この実態を踏まえ、組織委員会とともに来年の浜松まつりを準備していく。

質問	答弁
6 訪問理美容への支援について 国は令和8年3月、出張理容・出張美容の対象に関する通知とQ&Aを改正し、疾病や要介護状態にある方に加え、育児や介護、勤務上の事情などにより、営業時間中の外出が困難な方も対象となり得ることを明確にした。 訪問理美容について、他自治体では独自の支援も行われている。また、静岡県美容業生活衛生同業組合では、今後の需要増加に対応するため、訪問美容を担う美容師の研修と人材育成の準備を始めている。 本市においても利用実態や市民ニーズを調査し、美容業界と連携しながら、訪問費用への助成や利用券の交付など、必要な方にサービスが届く支援制度を検討すべきである。 (1) 本市の在宅の要介護高齢者や障がいのある方などの訪問理美容の利用状況と、家族介護者のニーズは把握しているのか伺う。 (2) ケアマネジャーや地域包括支援センター、訪問理美容事業者、家族介護者などを通じて実態調査を行うとともに、在宅で理美容サービスを受ける必要がある方を対象とした助成制度の創設についての考えを伺う。	6 (1)(2) 新谷健康福祉部長 1点目と2点目について一括にて。高齢者等を対象とする訪問理美容への助成事業については、20政令指定都市のうち13市、静岡県内の近隣都市では、磐田市と袋井市で実施されている。事業を実施している市の多くは、頭髪のカットに関する費用は自己負担とし、理容師及び美容師の派遣に要する費用を助成するものとなっている。2004年度までは、市町村が高齢者を対象に実施する訪問理美容に関する助成事業は、国庫補助制度の対象だったが、本市では事業実施に至らなかった。現在において、在宅の要介護者や障害のある方などの訪問理美容の利用状況と、家族介護者のニーズについては把握していない。そのため、ケアマネジャーや地域包括支援センター、訪問理美容事業者、家族介護者を対象とした実態調査の実施については、調査の方法も含めて対応について検討していく。過去の事柄ですが、2013年度の高齢者プラン策定に当たり本市が実施した高齢者実態調査において、自立した生活を支援するサービスの利用希望を問う設問に対して、自宅での理美容サービスへの回答は5.6%であり、緊急通報サービスの25.3%や配食サービスの14.1%などと比べて、高い割合ではなかった。今後における助成制度の創設については、サービスを実施している他都市の運営状況や課題について情報収集と分析を行い、事業の在り方や有効性も検証した上で判断していく。
7 ビーチ・マリンスポーツの聖地としての海岸利用環境の整備について 令和5年11月の一般質問でサーフィン国際大会の誘致を取り上げた。今年度は2回目のWSL公認のサーフィン国際大会が開催された。浜松の海が国内外へ発信されるようになった今、次に問われるのは「大会を開催できる海」から、「人が訪れ、楽しみ、滞在できる海」へと発展させていくことだと考える。 近隣の袋井市では、海辺の環境が整備され、人が訪れ、滞在し、交流する地域資源として活用する取組が進められている。 本市の遠州灘海浜公園についても、その	7 (1) 磯部花みどり担当部長 本市の都市計画マスタープランや緑の基本計画では、同公園を含めた遠州灘海岸を、みどりを保全したうえで観光・レクリエーションの場として活用する「海の軸」として、官民連携による多様な活用を図る方針とし、江之島地区をビーチ・マリンスポーツ振興の拠点に位置付けており、白羽地区には簡易シャワーを整備している。こうした中、近年、白羽地区において、サーフィンの国際大会が開催されるなど、海岸利用者を含めた公園の利用ニーズが拡大していることから、今後、関係部局や海岸管理を所管する静岡県、関係団体等の意見及び近隣自治体の取り組みを参考にしながら、沿岸部を含めた一体利用を考慮した公園整備について、必要に応じて検討していく。また、指定管理者による管理・運営を行ってい

質問	答弁
在り方を改めて考えていく必要があると考える。また、その区域内にある各公園の管理についても、「維持管理」にとどまらず、効果的な活用の視点が重要である。遠州灘海浜公園を海岸利用の拠点として位置付け、沿岸全体を見据えた整備や活用を進めるべきと考える。 (1) 遠州灘海浜公園の今後の在り方をどう考えているのか、「海があるまち」から「海を楽しめるまち」、さらに「海を目的に人が訪れ、滞在するまち」へとつなげるため、近隣自治体の取組も参考に、防潮堤も含め、遠州灘海浜公園の利用環境を踏まえた整備方針を示していく考えについて、本市の見解を伺う。 また、本公園の一部は指定管理公園であることから、海岸を利用する人も含め、海と公園を一体的に捉えるという視点で、その区域にある個々の公園の運用についても、指定管理の効果的な活用についても併せて、その見解を伺う。 (2) ビーチ・マリンスポーツの聖地を掲げている本市として、それに相応しい日常的な海岸利用環境を整えていくべきである。遠州灘沿岸全体の利用状況や利用者の動線を把握した上で、どの場所にどのような機能が必要なかを整理し、計画的に整備していくことが重要だと考える。市民利用はもちろん、世界からプロ選手を迎えるのに相応しいビーチ・マリンスポーツの聖地として海岸を利用する際の周辺環境整備の考えについて伺う。	る中田島中地区及び白羽地区においては、今後の公園の整備状況や利用ニーズを踏まえ、必要な指定管理業務の見直しについても検討していく。 7 (2) 杉田スポーツ振興担当部長 本市がビーチ・マリンスポーツの聖地を目指すにあたり、市民の日常利用やスポーツ活動など、多様な利用者を受け入れるための環境を整備することは重要であると考えている。本年5月には、遠州灘海浜公園白羽地区において、2回目となるサーフィン国際大会「HAMAMATSU OPEN NAMIMATSURI」が5日間にわたり開催され。海外からのエントリーを含め190名が出場した大会を軸に、パラサーフィン体験やビーチクリーン活動をはじめとした様々な取組が展開され、サーフィン競技を目的とした来場者だけでなく、家族連れや地域住民など約1万人が来場し、新たな交流が生まれる場となった。国際大会の開催地として注目が集まるこの機会を好機と捉え、今後、遠州灘海浜公園を拠点にビーチ・マリンスポーツを楽しむ方々の声をお聞きしたうえで、まずは遠州灘海浜公園白羽地区を中心に段階的な充実化を図ることで、「ビーチ・マリンスポーツの聖地・浜松」を国内外へ発信していく。